

告示

埼玉県告示第八百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
愛泉苑 シヨートステイ	事業所所在地	加須市水深八 六九―二	加須市水深八 六九―一	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
加須市加須・大桑・水深高齢者相談センター 愛泉苑	事業所所在地	加須市水深八 六九―二	加須市水深八 一一―二	介護予防支援
愛の泉デイサービス センター	事業所所在地	加須市水深八 六九―二	加須市水深八 六九―一	通所介護

ケアプランかしの木		訪問看護ステーション ヨンかしの木		愛の泉居宅介護支援事業	
事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称
草加市草加四丁目五番一	ケアステーション ヨンかしの木	草加市草加四丁目五番一	ケアステーション ヨンかしの木	加須市水深八	愛の泉在宅介護支援センター
草加市草加一丁目八番一	ケアプランかしの木	草加市草加一丁目八番一	訪問看護ステーション ヨンかしの木	加須市水深八	愛の泉居宅介護支援事業
居宅介護支援		訪問看護 介護予防訪問看護		居宅介護支援	